

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

国際航空旅客サービス株式会社

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

このマージン率は以下の計算式で算出されます。

派遣料金(派遣先が派遣会社へ支払う料金)	
賃金(派遣会社が労働者に支払う賃金)	マージン

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する)

【2019年度実績】

派遣労働者の平均数	333.7名
派遣先の平均数	41.8社
マージン率	36.9%
派遣料金1人あたりの平均額	15,333円(1日8時間当たり換算)
派遣社員の賃金平均	9,668円(1日8時間当たり換算)

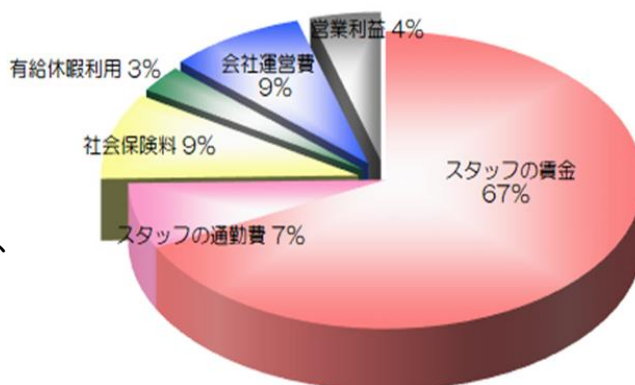
【2019年度派遣労働者等教育訓練実績】

スキルアップ研修・ビジネススキル研修・日本語・英会話研修等の教育訓練を実施しました。

【派遣料金の内訳】

まず、一番多くを占めるのがスタッフの皆様のご給与で、料金総額の約67%、通勤交通費は約7%となっています。

次に社会保険料が約9%となります。スタッフの雇用元(WAPS)として会社負担する、健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険の費用となります。



またスタッフの皆様が有給を取得する際の費用負担も雇用元(WAPS)の責任となりますので、その引き当て分の費用が発生します。

その他会社運営費として、営業担当者やコーディネーターなどの人件費・募集広告費・オフィス賃貸料・研修費用をはじめとする諸経費が発生します。

これら全ての費用を差し引いた4%程度が会社の営業利益となります。